

山形県国民健康保険運営協議会条例

平成29年7月11日 山形県条例第36号

(設置)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下この条において「改正法」という。）附則第9条の規定に基づき、改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項に規定する協議会として、山形県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内で知事が任命する。

(1) 国民健康保険の被保険者を代表する者 4人

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する者 4人

(3) 公益を代表する者 4人

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等被保険者を代表する者 4人

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、公益を代表する者である委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。